

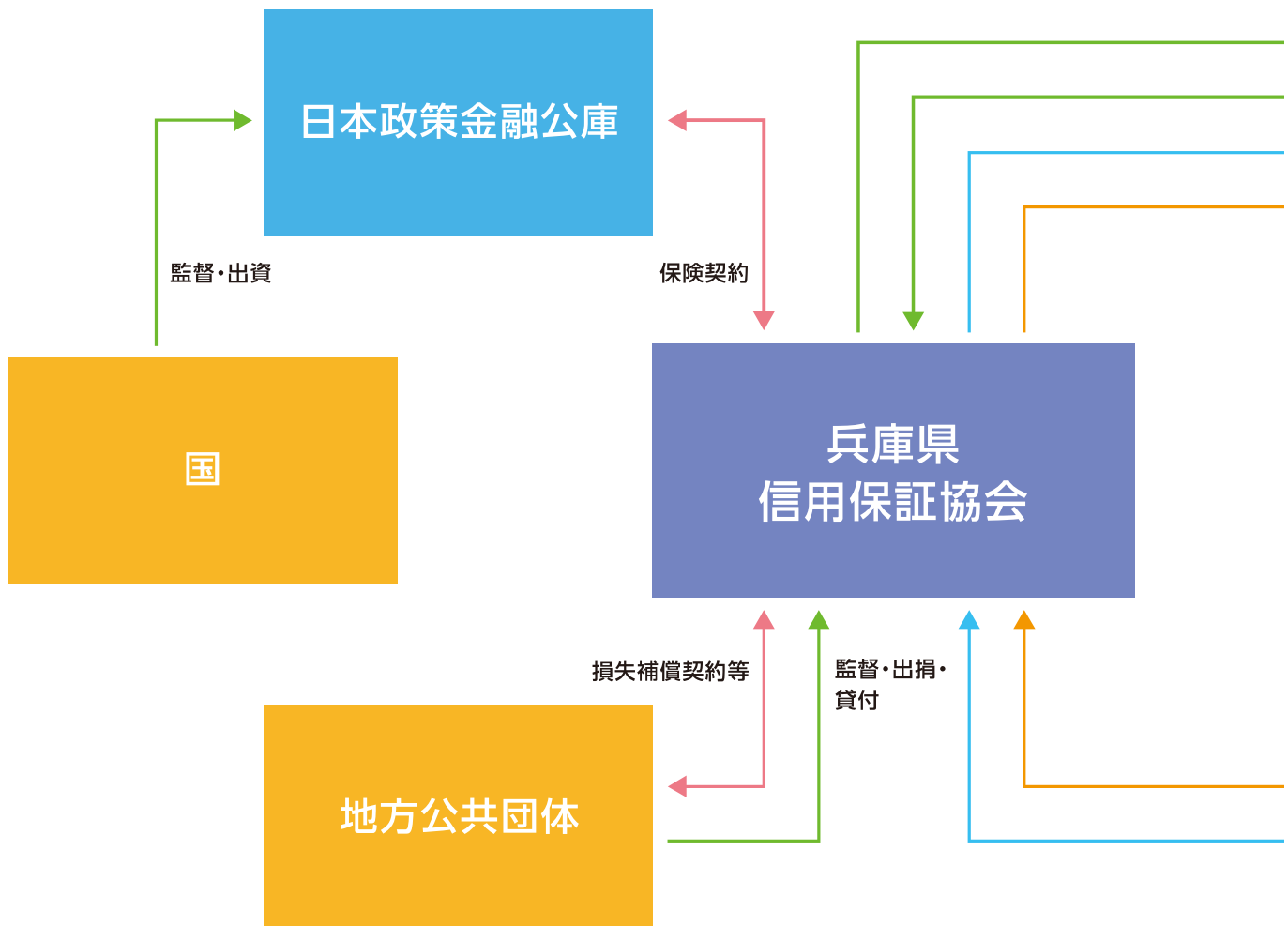
## 信用補完制度

### 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金等しゅつえんを受けることにより、信用保証業務に伴うリスクへの資金的な裏付けを行います。さらに、信用保険制度により代位弁済に伴う保証協会のリスクをカバーし、負担を軽減することで、より広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。



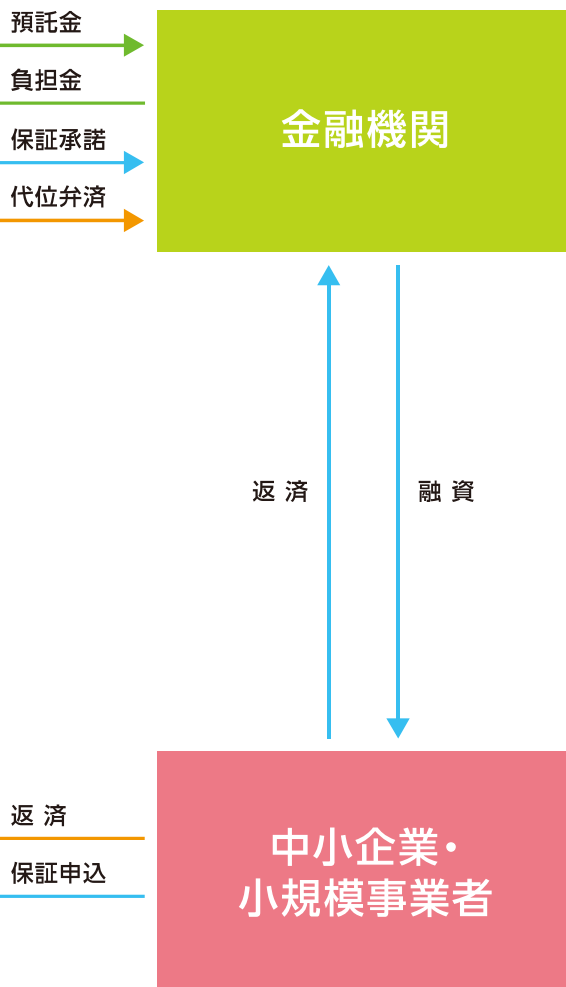
## 信用補完制度とは 「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です

### 信用保証制度

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等へ円滑に資金供給を行っています。その際、信用保証協会は中小企業者等から保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対して代位弁済を行います。

### 信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結んでいます。万一、保証付融資が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行います。この代位弁済額のうち一定の金額について、信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金として受領し、その後、回収に応じて返納しています。







### 県・市町と信用保証協会との関係

県および25市5町では、県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じた融資制度を実施しています。

融資制度によっては、当協会と県・市町との間に損失補償契約を締結しています。万一、代位弁済となった場合、当協会は損失補償金を県・市町から受領し、その後、回収に応じて返納しています。

県は、当協会を通じて取扱金融機関へ資金の預託(平成28年度1,958億78百万円)をしています。この預託は、融資制度の積極的な実施と低金利貸出のための原資となります。

-  融資実行・返済までの流れ
-  中小企業者等が借入金を返済できなくなった時の流れ
-  監督・出資・貸付等
-  保険契約等

# 信用保証制度と信用保険制度

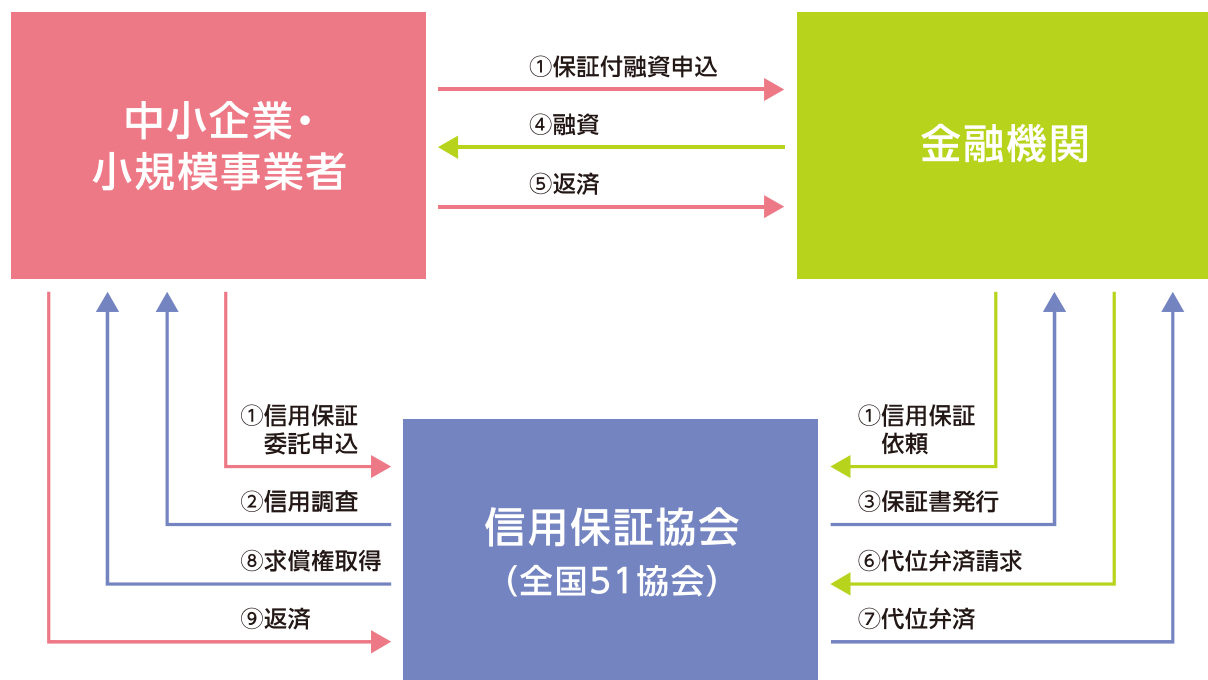
## 信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会（以下「保証協会」）の三者となります。

- ① 中小企業者等は金融機関を経由して保証協会に信用保証委託申込をします（保証協会へ直接申込むことも可能です。また、市町の商工担当部署や商工会・商工会議所などでも取扱っています）。
- ② 保証協会は申込のあった中小企業者等について信用調査をします。
- ③ 保証協会が審査の結果、信用保証が適当と認めるときは金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。このとき、中小企業者等には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金の返済をします。
- ⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 保証協会は金融機関からの請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は中小企業者等に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者等は保証協会に対して返済をします。

※⑥～⑨は債務不履行が発生した場合

※保証付融資については保証協会と金融機関が適切な責任共有を図っています。詳細につきましては、24ページ「責任共有制度について」をご覧ください。



## 信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫(以下「日本公庫」と)と信用保証協会(以下「保証協会」と)の二者です。

- ① 日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ② 保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③ 保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%~90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤ 保証協会は代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



## 【信用補完制度の見直しについて】

信用補完制度は、中小企業者等の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業者等がライフステージのさまざまな局面で必要とする多様な資金需要や大規模な経済危機、災害時の資金需要に柔軟に対応していく必要がありますが、金融機関が過度に信用保証に依存すると、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われる恐れがあります。こうした問題意識から、中小企業政策審議会において信用補完制度の見直しに係る議論が進められ、平成28年12月20日に見直しのパッケージが取りまとめられました。

これを踏まえ、29年2月28日に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第193回通常国会において成立しました。

法律改正の概要は以下のとおりです。

### 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の概要

- (1) 中小企業信用保険法の一部改正
  - ① 大規模な経済危機、災害等の事態に際して、あらかじめ適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設する。
  - ② 小規模事業者の持続的発展を支えるため、特別小口保険の付保限度額を拡充する(1,250万円→2,000万円)。
- (2) 創業・事業承継についての中小企業信用保険に関する法律の一部改正
  - ◎ 創業チャレンジを促すべく、創業関連保証の付保限度額を拡充する(1,000万円→2,000万円)。
  - ◎ 事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を信用保険の対象とする。
- (3) 信用保証協会法の一部改正
  - ① 信用保証協会の業務に中小企業に対する経営支援を追加するとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨を規定する。
  - ② 信用保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、事業再生ファンドのみならず、創業や中小企業の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資を新たに可能とする。